

# 積算参考資料（土木工事編） 新旧対照表

※1 主な改定部分を掲載しています。

※2 本表は、県のホームページに掲載しています。

( <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html> )

令和7年7月1日

神奈川県 県土整備局



## 第2章 工事費の積算

第2章 工事費の積算

第2章 工事費の積算

2-6-1 運搬費

2-6-1 運搬費

(中略)

(中略)

(4) 割増について

- 1) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費に関するもの  
基準書 I-2-②の基本運賃表は、運搬割増の有無に関わらず適用できるものとされていることから、陸上輸送においては別途割増を考慮しない。
- 2) 機器単体費  
①発地及び着地に地区割増料金の設定がある横浜市, 川崎市, 相模原市の場合、両方の料金を計上する。但し、発地又は着地が同一都市内又は近隣都市間の場合は、発地又は着地いずれか料金の高い方の一方を計上する。

(4) 割増について

- 1) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費に関するもの  
基準書 I-2-②の基本運賃表は、運搬割増の有無に関わらず適用できるものとされていることから、陸上輸送においては別途割増を考慮しない。
- 2) 機器単体費  
①発地及び着地に地区割増料金の設定がある横浜市, 川崎市, 相模原市の場合、両方の料金を計上する。但し、発地又は着地が同一都市内又は近隣都市間の場合は、発地又は着地いずれか料金の高い方の一方を計上する。

表-2 : 割増運賃表 (単位: 円)

重量	2 t まで	6 t まで	14 t まで	14 t 超
割増料金	570	780	870	1,420

表-2 : 割増運賃表 (単位: 円)

重量	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
割増料金	570	780	1,090	1,750

- ②運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合は、次の式による。  
(悪路割増区間の運送距離 ÷ 全運送距離) × 0.3
- ③上記の式で算出された数値は、小数第 2 位を四捨五入し第 1 位までとする。
- ④機器の運搬については、易損品割増 0.3 を適用する。
- ⑤その他の割増率は適用しない。

- ②運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合は、次の式による。  
(悪路割増区間の運送距離 ÷ 全運送距離) × 0.3  
上記の式で算出された数値は、小数第 2 位を四捨五入し第 1 位までとする。
- ③機器の運搬については、易損品割増 0.3 を適用する。
- ④その他の割増率は適用しない。

## 第 3 章 設計変更等

第3章 設計変更等

第3章 設計変更等

3-2 工期の算定

工期は次式によって定める。

$$\text{工事期間} = \text{作業日数} + \text{準備及び跡片付日数} + \text{不稼働日(雨天, 休日, 猛暑日)}$$

(1) 不稼働日の取扱いについて

(中略)

3. 暑さ指数の観測結果について

- ① 対象とする期間 : 環境省の暑さ指数観測期間による(例年は4月~10月)
- ② 対象とする時間帯 : 午前8時~午後5時
- ③ 各事務所等における最寄りの観測地点は、以下のとおりとする(観測所番号順)。

ただし、これにより難しい場合は、現場ごとに最寄りの観測地点を選定する。

海老名 : 厚木土木事務所, 東部センター, 津久井治水センター

横 浜 : 横浜治水事務所, 川崎治水センター, 住宅営繕事務所

辻 堂 : 平塚土木事務所, 藤沢土木事務所, 流域下水道整備事務所

小田原 : 県西土木事務所, 小田原土木センター

三 浦 : 横須賀土木事務所

3-2 工期の算定

工期は次式によって定める。

$$\text{工事期間} = \text{作業日数} + \text{準備及び跡片付日数} + \text{不稼働日(雨天, 休日, 猛暑日)}$$

(1) 不稼働日の取扱いについて

(中略)

3. 暑さ指数の観測結果について

- ① 対象とする期間 : 環境省の暑さ指数観測期間による(例年は4月~10月)
- ② 対象とする時間帯 : 午前8時~午後5時
- ③ 各事務所等における最寄りの観測地点(観測所番号順)

ただし、これにより難しい場合は、現場ごとに最寄りの観測地点を選定する。

海老名 : 厚木土木事務所, 東部センター, 津久井治水センター

横 浜 : 横浜川崎治水事務所, 川崎治水センター, 住宅営繕事務所

辻 堂 : 平塚土木事務所, 藤沢土木事務所, 流域下水道整備事務所

小田原 : 県西土木事務所, 小田原土木センター

三 浦 : 横須賀土木事務所

急傾斜地歩掛關係參考資料

3-7 足場支保工

(1) 適用範囲

本資料は、急傾斜地工事において機械施工が不可能な現場における平均設置高30m以下の足場工に適用する。

(2) 施工概要 II-5-⑨-1 参照

(3) 工法の選定 II-5-⑨-1 参照

(4) 施工歩掛

表6 足場材の設置・撤去歩掛【D12671】 (100掛 m<sup>2</sup>当たり)

名 称	規 格	単 位	手摺先行型 枠組足場	単管 足場	単管傾斜 足場
世 話 役		人	1.4	1.7	1.4
と び 工		人	6.3	6.3	4.1
普 通 作 業 員		人	1.2	1.6	2.5
諸 雑 費		%	X*	X*	X*

(注) 1. 諸雑費(X)は、足場工仮設材等の費用及び荷揚げ機械の経費であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- 手摺先行型枠組足場における仮設材内訳は、壁つなぎ、敷板、建枠、筋違、板付布枠、連結ピン、アムロック、ジャッキベース、手摺柱手摺、手摺枠(二段手摺の機能を有する)、幅木、階段等である。
- 単管足場における仮設材内訳は、丸パイプ、直交クランプ、自在クランプ、直線ジョイント、固定ベース、足場板、敷板、壁つなぎ、階段等である。
- 単管傾斜足場における仮設材内訳は、丸パイプ、直交クランプ、自在クランプ、直線ジョイント、足場板、固定ベースである。

2. 荷揚げ機械は、諸雑費に含むものとする。

※. 諸雑費率Xは、標準歩掛の諸雑費に荷揚げ機械の金額を諸雑費として合計したものであり、標準歩掛の単価と同等の金額となるように率を調整する。よって、単価改訂時毎に必ず率の確認をすること。

3-7 足場支保工

(1) 適用範囲

本資料は、急傾斜地工事において機械施工が不可能な現場における平均設置高30m以下の足場工に適用する。

(2) 施工概要 II-5-⑦-1 参照

(3) 工法の選定 II-5-⑦-1 参照

(4) 施工歩掛

表6 足場材の設置・撤去歩掛【D12671】 (100掛 m<sup>2</sup>当たり)

名 称	規 格	単 位	手摺先行型 枠組足場	単管 足場	単管傾斜 足場
世 話 役		人	1.4	1.7	1.4
と び 工		人	6.3	6.3	4.1
普 通 作 業 員		人	1.2	1.6	2.5
諸 雑 費		%	X*	X*	X*

(注) 1. 諸雑費(X)は、足場工仮設材等の費用及び荷揚げ機械の経費であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- 手摺先行型枠組足場における仮設材内訳は、壁つなぎ、敷板、建枠、筋違、板付布枠、連結ピン、アムロック、ジャッキベース、手摺柱手摺、手摺枠(二段手摺の機能を有する)、幅木、階段等である。
- 単管足場における仮設材内訳は、丸パイプ、直交クランプ、自在クランプ、直線ジョイント、固定ベース、足場板、敷板、壁つなぎ、階段等である。
- 単管傾斜足場における仮設材内訳は、丸パイプ、直交クランプ、自在クランプ、直線ジョイント、足場板、固定ベースである。

2. 荷揚げ機械は、諸雑費に含むものとする。

※. 諸雑費率Xは、標準歩掛の諸雑費に荷揚げ機械の金額を諸雑費として合計したものであり、標準歩掛の単価と同等の金額となるように率を調整する。よって、単価改訂時毎に必ず率の確認をすること。